第4章 環 境 行 政



ミササガパーク (猿渡公園)

第4章 環境行政

1 環境行政のあゆみ

年	月	日	事 項
S42.	8.	3	公害対策基本法の公布
43.	6.	10	大気汚染防止法、騒音規制法の公布
44.	4.	1	経済厚生部商工課に公害対策係を設置する
45.	12.	25	水質汚濁防止法など公害関係 14 法の公布
46.	4.	1	機構改革により経済厚生部公害課となる
	6.	1	悪臭防止法の公布
	9.	30	
47.	9.	14	
48.	3.	29	
	4.	1	機構改革により経済環境部公害課となる
49.	12.	27	
51.	6.	8	企業4社と公害防止協定の締結(第3次)
	6.	10	
52.	6.	7	第1次公害防止協定の一部改定
53.	6.	14	
	9.	30	
	11.	24	
		0 =	定の締結
54.	12.	25	
55.	3.	18	
59.	4.	1	機構改革により経済環境部環境交通課公害対策係になる
0.0	7.	5	
60.	3.	8	衣浦・西三河地域公害防止計画の内閣承認、策定(延長)
C 1	5.	27	
61. 63.	3. 3.	31 22	
03.	3. 8.		西三河地域生活排水対策推進連絡会議の発足 生活排水モデル地区実践活動の実施(野田町森前川)
	0. 11.	1 21	at the bound of the second of the second of the second of
Н 1.	4.	1	A DE LO SERVICIO DE LA CONTRACTOR DE LA
11 1.	4. 6.	7	
	υ.	'	水実践活動について野田モデル地区代表が発表
2.	1.	10	and Smith the street of the transfer of
۵.	3.	13	
	6.	22	
3.	3.	25	
]	8.	23	
4.	4.	1	近隣騒音対策モデル地区活動の実施(熊地区)
]	7.	29	
5.	11.	29	
6.	8.	1	刈谷市環境保全対策協議会設置
	11.	1	total and the state of the stat
l			

年 7.	<u>月</u>	日	
	3.	29	第2次公害防止協定の一部改定
9.	3.	1	刈谷市生活排水対策推進計画の策定
10.	4.	1	機構改革により経済環境部環境課となる
	12.	1	環境保全行動計画「エコアクション刈谷」策定
11.	4.	1	ダイオキシン類環境調査、住宅用太陽光発電システム設置費補
			助事業、低公害車購入費補助事業の実施
12.	3.	24	環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	10.	1	刈谷市清掃センターでの IS014001 システム構築開始
13.	4.	1	機構改革により市民経済部環境課となる
	7.	27	刈谷市清掃センターにて IS014001 認証取得
14.	4.	1	刈谷市グリーン購入基本方針の策定
	4.		環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	5.	29	土壌汚染対策法の公布
	6.	10	
15.	10.	1	県民の生活環境の保全等に関する条例施行
16.	4.	1	刈谷市環境基本条例施行
			刈谷市環境審議会設置
	4.		環境センターが開設される
	4.		環境センターを ISO の適用範囲に加える
17.	3.		刈谷市環境基本計画策定
	4.	1	高効率エネルギーシステム設置費補助事業の実施
18.	3.		公害防止協定の全部改定に伴う、環境保全協定の締結
	4.	1	太陽熱高度利用システム設置費補助事業の実施
	4.		環境保全行動計画「エコアクション刈谷」一部改定
	10.	1	悪臭防止法に基づく規制方法を物質濃度規制から臭気指数規制
			に変更
19.	4.	1	機構改革により清掃センターが清掃事業室となる
20.	3.		刈谷市地球温暖化対策地域推進計画策定
	4.	1	機構改革により経済環境部環境課、清掃事業室となる
0.0	4.		清掃センターを ISO の適用範囲から除く
22.	3.		刈谷市として取得している環境センターの ISO の継続を更新せ
			ず、受託事業者が取得している ISO の適用範囲に環境センター
	4	1	を追加する エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正法施行に伴い、
	4.	1	全庁で改正法に対応したエネルギー管理を始める
	10.		市庁舎移転に伴い公害測定室が廃止され、環境分析室が設置さ
	10.		17月音移転に行い公音例定室が廃止され、環境分析室が設置される れる
23.	3.		刈谷市環境都市アクションプラン策定
۷۵.			
	4.		
24	Δ	1	, , , –
		_	
		- T	
20.		_	
	1.	1	購入基本方針一部改定
24. 27. 28.	4. 4. 4. 4.	1 1 1	環境保全行動計画を、職員環境行動計画「エコアクション刈谷」として一部改定 機構改革により経済環境部環境推進課、ごみ減量推進室となる 住宅用エネルギー管理システム(HEMS)設置費補助事業の実施 機構改革により産業環境部環境推進課、ごみ減量推進課となる 職員環境行動計画「エコアクション刈谷」一部改定、グリーン

2 環境行政機構

産業環境部長

-環境推進課長———課長補佐———-環境政策係長——-環境政策係4人 (環境政策係長兼務) (課長補佐兼務) □環境保全係長 —— 環境保全係 5人 - ごみ減量推進課長---課長補佐-- 資源·管理係長 —— 資源·管理係 5 人 (減量・収集係長兼務) - 減量·収集係長 -- 減量·収集係 17 人 (課長補佐兼務) 市職員総数 1,016 人 平成 28 年 4 月 1 日現在

3 環境対策費決算の推移

(単位:千円)

		年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
節			決 算	決算	決 算	決 算	決 算	当初予算
1	報	画州	128	192	205	301	160	263
7	賃	金	0	736	1,629	1,634	1,666	1,698
8	報	償 費	163	237	344	285	327	777
9	旅	費	103	97	181	264	167	278
11	需	用費	3, 699	3,070	3, 474	4, 089	2,923	4,627
12	役	務費	847	830	1,260	902	900	1,663
13	委	託 料	14, 275	13, 359	17, 301	13, 118	23, 201	20, 591
14	使用 借	利料及び賃 料	190	107	481	304	382	441
15	工事	事請負費	0	0	3,800	14, 768	78, 372	183,820
18	備占	品購入費	1,722	545	1,407	351	1,602	0
19		旦金、補助 び交付金	230, 506	199,710	157, 912	158, 349	142, 236	187,990
22	補 仮	賞、補填び賠償金	0	0	0	0	0	20
27	公	課費	0	0	10	10	10	10
	合	計	251,634	218, 893	188,003	194, 375	251, 946	402, 178

(注)職員の人件費は除く。

4 平成 27 年度事業実績

	月 目	27年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	28年 1	2	3
	二酸化硫黄自動測定	+											→
大	窒素酸化物自動測定	+											→
	浮遊粒子状物質自動測定	•											→
	風 向 風 速 自 動 測 定	+											→
	光化学スモッグ監視体制	+					*						
気	降下ばいじん調査	+											→
	湿性大気汚染調査	+											→
	河川等水質調査		\bigcirc	\circ		\circ		\circ	\circ	\circ		\circ	
水	洲原池水質調査											0	
	生活排水対策事業	+											→
質	水生生物調査			0	0	0							
	ダイオキシン類調査								0				
	交 通 騒 音 ・ 振 動 調 査 国道 1 号、23 号他(3 日間)			0		0	0	0	0	0		0	
任 文	自動車騒音常時監視						+						→
騒音・	環境騒音調査(1日間)											\circ	0
振動	新 幹 線 騒 音 調 査												0
悪臭	騒 音 自 動 測 定	•											→
	臭 気 指 数 測 定												0
	騒音・振動・悪臭関係の 届 出 及 び 指 導	+											→
	公 害 苦 情 処 理	•											→
その	地 下 水 位 調 査	+											→
の他	環境保全協定工場立入調査				0							0	0
	補助金交付事業	+											→

5 環境保全協定の締結状況

昭和47年度に「公害防止協定」を㈱豊田自動織機始め7社と締結以来、現在まで27社31工場と協定を締結しました。平成17年度に公害防止協定から環境に配慮した「環境保全協定」への改定を行いました。

この協定の内容は、循環型社会の形成、緑化推進及び環境美化、地球温暖化防止などの環境保全の推進といった内容のほか、従来からの公害防止に対する内容がおり込まれています。

環境保全協定の締結事業所一覧

(平成28年3月31日現在27社31工場)

○昭和47年9月14日締結事業所	
●㈱豊田自動織機刈谷工場	●アイシン精機㈱
●愛知製鋼㈱刈谷工場	●㈱デンソー本社工場、池田工場
●㈱ジェイテクト本社工場、東刈谷工場	●トヨタ紡織㈱刈谷工場
●トヨタ車体㈱富士松工場、刈谷工場	
○昭和48年3月29日締結事業所	
●アイシン機工㈱	●㈱CNK
●愛知技研㈱	●津田工業㈱
●㈱刈谷高周波工業所	●㈱サーテックカリヤ本社工場 小垣江工場、大津崎工場
●ブラザー工業㈱刈谷工場	●小林クリエイト㈱
●敷島製パン㈱刈谷工場	●ユケン工業㈱
○昭和51年6月8日締結事業所	
●サンエイ㈱産業廃棄物処理センター	●戸松冶金㈱刈谷工場
●クアーズテック㈱刈谷事業所	
○昭和59年7月5日締結事業所	○平成3年8月7日締結事業所
●トヨタ自動車㈱高岡工場	●㈱ヤマイチプライメタル
○平成7年9月22日締結事業所	○平成9年5月5日締結事業所
●㈱エフディーサービス	●㈱原製作所
○平成9年10月6日締結事業所	○平成9年12月26日締結事業所
●ミズショー㈱	●大猶建設㈱
○平成22年3月18日締結事業所	
●㈱アドヴィックス	

※㈱アドヴィックスの工場はアイシン精機㈱の工場と同一のため工場数には含めない。

6 特定施設等届出状況

(1) 騒音・振動

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音又は振動を発生する施設を「特定施設」又は「騒音・振動発生施設」として定め、市長への届出を義務づけています。

本市では騒音規制法に基づく特定工場は 473 工場、振動規制法に基づく特定工場は 433 工場、また県民の生活環境の保全等に関する条例による騒音発生施設設置工場は 219 工場、振動発生施設設置工場は 252 工場となっています。

関係法令等に係る施設別届出状況

(平成28年3月31日現在)

1/. === /.	騒	音	振動			
施設名	法(特定施設)	条例(発生施設)	法 (特定施設)	条例(発生施設)		
金属加工機械	2, 682	28	2, 998	1		
空気圧縮機及び送風機 (法)冷凍機(条例)	2, 431	650	1, 599	978		
土石用又は鉱物用の破砕機 ・摩砕機・ふるい及び分級機	46	_	44	_		
織機	877		287	_		
建設用資材製造機械	4	_	_	_		
木 材 加 工 機 械	97		1	_		
印 刷 機 械	193		229	_		
合成樹脂用射出成形機	474	1	515	1		
鋳 型 造 型 機	_	_	10	_		
ディーゼルエンジン 及びガソリンエンジン	_	43	_	50		
送風機及び排風機	_	35	_	299		
走行クレーン	_	21	_	_		
計	6, 804	778	5, 683	1, 329		

(2) 騒音・振動特定建設作業の届出状況

建設工事は、一時的でしかも短期間で終了するのが通例ですが、場所に代替性がない上、衝撃力を直接利用する作業があるため、騒音や振動の原因となることがあります。

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業を「特定建設作業」として定め、市長への届出を義務づけています。

関係法令等に係る建設作業の種類別届出状況

	作業の種類	26 年度	27 年度
	1 くい打機等を使用する作業	25	34
騒	2 びょう打機を使用する作業	0	0
音	3 さく岩機を使用する作業	166	195
規	4 空気圧縮機を使用する作業	86	122
制	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	7	4
法	6 バックホウ(定格出力 80KW 以上)を使用する作業	316	346
	7 トラクターショベル (定格出力 70KW 以上) を使用する作業	25	24
	8 ブルドーザー(定格出力 40KW 以上)を使用する作業	49	54
県等民に	6 建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	40	69
の関生する	7 コンクリートミキサー等を使用する作業	253	296
生活環境する条例	8 コンクリートカッターを使用する作業	212	218
の 騒	9 ブルドーザー等を使用する作業	438	542
保音全	10 ロードローラー等を使用する作業	328	370
振	1 くい打機等を使用する作業	41	51
動規制	2 鋼球を使用して破壊する作業	0	1
制	3 舗装版破砕機を使用する作業	19	19
法	4 ブレーカーを使用する作業	217	262
	計	2, 222	2,607

(3) 県民の生活環境の保全等に関する条例による悪臭届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等(15業種)を定め、毎年度4月 に市長へ届出を義務づけています。

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等数 (平成 27 年度)

	施	設	Ø	種	類	工場数等
畜産		4	- 房	施	設	1
農業			鶏	飼 育		1
	し	尿	処	理	場	1
	٣.	み	処	理	場	2
	終	末	処	理	場	1
		合		計		6

7 公害苦情

公害苦情の状況

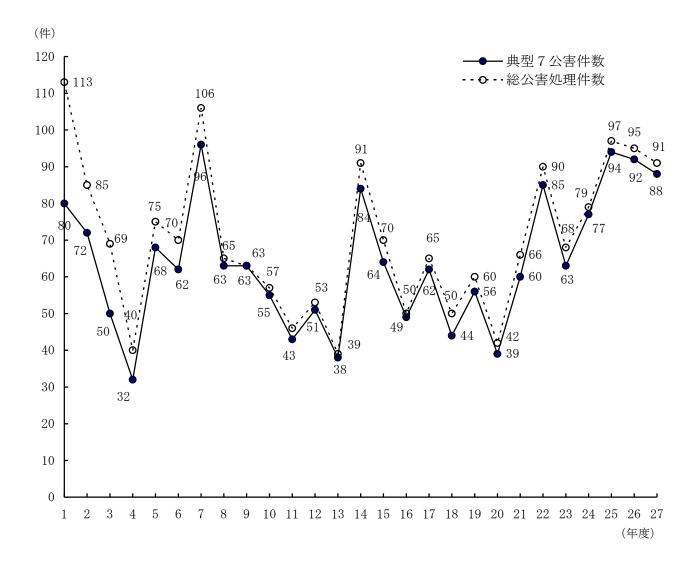
平成27年度の公害苦情は、合計91件を受付し処理しました。この数は昨年に比べ4件減少しています。その内容は、騒音が31%と多く、続いて水質汚濁が29%、大気汚染が25%、悪臭が12%という状況でした。

一方、本市の公害苦情を用途地域別の割合で見ますと、住居系の苦情が 52%、調整地域が 18%、工業地域が 10%、準工業地域が 8%、近隣商業地域が 7%、商業地域が 4%となっております。

基本的に少しの注意と思いやりで公害苦情は減少できると考えています。

※住居系とは、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の総称。

(1) 公害苦情の推移



(2) 平成 27 年度公害苦情の発生源・種類別受理件数

	種類別		典 型 7 公 害							当带	合
	1至大泉が1	大	水	土	騒	振	地	悪		典型7公害以外の苦情	
		気	質	壌			盤		計	害以	
₹% #	Nes.	汚	汚	汚			沈		PΙ	外 の #	
発生活	源	染	濁	染	音	動	下	臭		青	計
製	造事業所	1	1		10			4			16
	木材・木製品・家具	1			1						2
	化学工業・石油石炭製品							1			1
	鉄鋼・非鉄金属・ 金属製品				3			2			5
	機械器具		1		4						5
	そ の 他				2			1			3
修	理 工 場										0
建	築 · 土 木 工 事	4	1		3						8
下	水・清掃事業							1			1
商	店・飲食店		5		5			2			12
住	宅 ・ 田 畑	13	8		1			1			23
そ	の他	3	1		8			1		2	15
不	明	2	10		1			2		1	16
計		23	26		28			11		3	91

(3) 種類別用途地域別苦情件数

用途地域種類	住居系	近隣 商業	商業	準工業	工業	調整	その他	合 26 年度	計 27 年度
大 気	12	2		1		8		30	23
水 質	14	2		2	2	4	2	24	26
騒 音	14	2	3	4	4	1		31	28
振 動								0	0
悪 臭	5		1		3	2		7	11
その他	2					1		3	3
合 計	47	6	4	7	9	16	2	95	91